

○奨学金の貸与を受ける者の資格に関する施行細則

平成14年9月30日

達第1049号

(趣旨)

第1条 日本育英会奨学規程(昭和59年8月29日達第762号。以下「奨学規程」という。)

第2条及び日本育英会第二種奨学金業務実施規程(平成11年6月7日達第982号。以下「業務実施規程」という。)第2条第1項の規定に定めるほか、奨学金の貸与を受ける者の資格に関する取扱いについては、この施行細則の定めるところによる。

(日本の国籍を有しない者)

第2条 日本の国籍を有しない者のうち次の各号の一に該当するものは、奨学金の貸与を受けることができる。

- (1) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- (3) 同表の日本人の配偶者等若しくは定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めたもの

(奨学金の貸与を受ける者の資格)

第3条 高等学校の専攻科のうち別表に定める専攻科に在学する者は、奨学金の貸与を受けることができる。

- 2 別科生(ただし、盲学校、聾学校及び養護学校の別科生を除く。)、科目等履修生、選科生又は聴講生は奨学金の貸与を受ける資格を有しない。
- 3 第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けることができる者は、同一種類の奨学金の貸与を現に受けていないものでなければならない。

(奨学金の貸与の対象となる学校等)

第4条 日本育英会業務方法書(昭和59年8月7日文部大臣認可)附則第5項に規定する学校等は、次の学校等をいう。

- (1) 水産大学校
- (2) 自由学園最高学部
- (3) 筑波大学理療科教員養成施設

第5条 次の大学の学部等に在学する者は、貸与を受けることができない。

- (1) 自治医科大学医学部
- (2) 産業医科大学医学部

附 則

(施行期日)

この施行細則は、平成14年9月30日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

- |   |                   |
|---|-------------------|
| 1 | 盲学校，聾学校及び養護学校の専攻科 |
| 2 | 衛生看護専攻科           |
| 3 | 介護福祉専攻科           |
| 4 | 自動車専攻科            |
| 5 | 自動車工学専攻科          |
| 6 | 水産高等学校の専攻科        |
| 7 | 建築専攻科             |
| 8 | 工業化学専攻科           |